

令和

2 年度 事務事業評価シート

事務事業の概要・計画 (PLAN)

事務事業名	人権擁護委員事業	会計名称	一般会計			担当課	福祉課							
		予算科目	3 款 1 項 1 目	事業番号	860		所属長名	米湊明弘						
事業評価の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）			担当責任者名			松田智樹							
法令根拠等	人権擁護委員法			【開始】令和／平成 18 年度			実施期間	【終了】令和 年度(予定) ■ 設定なし						
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造 心の通った社会福祉の推進													
総合計画における本事業の役割	人権擁護委員活動の活性化及び円滑な推進を図り、誰もが安心して自分らしく暮らしながら、相互に支え合う思いやりのある地域づくりに寄与する。													
事業の対象	人権擁護委員活動の対象となる市民			事業の目的	1. 自由人権思想に関する啓発をすること。 2. 民間における人権擁護運動の助長に努めること。 3. 人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。									
事業の内容(整備内容)	人権相談所開設及び研修活動に要する経費に対する補助金交付。人権相談・啓発活動へのサポート。「人権の花運動」の実施。			昨年度の課題に対する具体的な改善策										

事業活動の内容・成果 (D0)

事業費及び財源内訳(千円)							事業活動の実績(活動指標)					
項目	前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目	単位	前年度実績	2年度予定	9月末の実績	2年度実績
直接事業費	411	647	0	0	0	401	財源内訳	人権相談活動	件	68	100	11
国庫支出金	0	0	0	0	0	0						
県支出金	50	50	0	0	0	50		人権啓発活動	件	3	3	0
地方債	0	0	0	0	0	0						
その他	0	0	0	0	0	0		「人権の花運動」の実施	件	1	1	0
一般財源	361	597	0	0	0	351						
職員の人工(にんく)数	0.34	0.34				0.34						
1人工当たりの人物費単価	7,992	7,812				7,812						
※ 直接事業費+人物費	3,128	3,303				3,057						
主な実施主体	直接実施	実施形態(補助金・指定管理料・委託料等の記載欄)										
向こう5年間の直接事業費の推移(千円)							3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	5年間の合計
成果指標	指標	人権相談受付、人権啓発活動実施件数			単位	→	区分年度	前年度	2年度	3年度	目標	毎年度
					件		目標	100	100	100		100
	指標設定の考え方	人権思想に関する啓発及び宣伝を行い、人権に関する相談を気軽にできるような意識付けをして、相談件数の増加を目指す。					実績	72	81			
	指標で表せない効果	学校現場でのいじめやネットによる差別など複雑化・巧妙化する諸問題の解決には至らないが、学校や施設に訪問し啓発活動を実施し、また、相手に寄り添った相談活動は、心つながり、絆を大切にする効果がある。										

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）		<p>人権擁護委員（9名）が国から委嘱を受け、各地域で定期相談や法務局での業務など幅広く多様な人権相談に応じている。また、例年は市民の人権意識を高めるため委員活動のアピールもかねて市内イベント等で人権啓発を積極的に実施しているが、コロナ禍の影響で啓発活動は行えなかった。人権の花運動では、輪番制で市内小学校への花の苗を提供してもらい、校区内の施設等へ贈呈することで、生命の大切さを学び地域と交流を図る機会としている。</p>									
事務事業の評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 3 概ね、施策の目的に沿った事業である。 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業成果・工夫した点	<p>人権意識の啓発活動について、広く市民に周知するため、市ホームページに特設人権相談について掲載した。人権の花運動については、学校の意向も取り入れながら、子どもたちの人権意識の向上につながるよう努めた。</p>		
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 3 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 2 1 社会情勢又は行政管理業務に対応しておらず、見直しが必要である。	4			事業の苦労した点・課題	<p>コロナ禍での人権相談窓口の開設となり、アクリルボードを設置するなど感染防止対策を徹底する必要があった。各種イベントができない中での人権啓発活動について、実施方法等について検討していきたい。</p>		
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 3 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	3			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
		有効性	事業の効果	5 市民生活や行政内部の課題解決に向けた対応できている。 4 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	所属長の課題認識	<p>基本的人権の擁護、思想の普及高揚を図るために、より気軽に相談できる環境、体制等について、人権擁護委員とともに検討する必要がある。</p>		
			成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 3 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3						
	一次判定（所属長）	効率性	施策への貢献度	5 施策推進への貢献は多大である。 4 3 施策推進に向け、効果を認めることができる。 2 1 施策推進につながっていない。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 3 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 2 1 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	4			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 3 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	3			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
		効率性	市民（受益者）負担の適正	5 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 4 3 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 2 1 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 3 概ね、施策の目的に沿った事業である。 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
		妥当性	社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 3 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 2 1 社会情勢又は行政管理業務に対応しておらず、見直しが必要である。	4			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 3 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	4			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			事業の効果	5 市民生活や行政内部の課題解決に向けた対応できている。 4 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
		有効性	成果向上の可能性	5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 3 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。	3			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			施策への貢献度	5 施策推進への貢献は多大である。 4 3 施策推進に向け、効果を認めることができる。 2 1 施策推進につながっていない。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
	評価	効率性	手段の最適性	5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 3 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 2 1 活動指標の実績も上がりず、効率的な手段の見直しが必要である。	4	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			コスト効率	5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 3 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。	4			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			市民（受益者）負担の適正	5 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 4 3 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 2 1 他の事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
		効率性	目的の妥当性	5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 3 概ね、施策の目的に沿った事業である。 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。	5	合計点が 14~15 : S 10~13 : A 8~9 : B 5~7 : C 3~4 : D	A	事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			社会情勢等への対応	5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 3 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 2 1 社会情勢又は行政管理業務に対応しておらず、見直しが必要である。	4			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		
			市の関与の妥当性	5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 3 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 2 1 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。	4			事業の方向性	<p>■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 国（法務省）から委嘱を受け人権に関する相談、啓発活動を行っている委員の活動を支援するこの事業は、法の目的を達成するために必要であり、継続と判断する。</p>		

施 策 を 踏 ま え た 判 断	二 次 判 定	<input type="checkbox"/> 一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。 <input type="checkbox"/> 一次判定結果のとおり事業継続と判断する。 <input checked="" type="checkbox"/> 一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 <p>人権相談や人権啓発活動等により、基本的人権の擁護、思想の普及高揚等を図る本事業において、長期化するコロナ禍により、特設人権相談等一部事業が制限されていること等から、踏まえた事業実施に努める必要がある。</p> <input type="checkbox"/> 一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 <input type="checkbox"/> 一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 <input type="checkbox"/> 一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 <input type="checkbox"/> 既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		 <p>指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。</p>

行政評価委員会の答申	外 部 評 価	答申の内容
------------	------------------	-------

今後の方針性（ACTION）

の経最終者判会 議	事業の方向性	コメント欄
	<input type="checkbox"/> さらに重点化する。 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続する。 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上、継続する。 <input type="checkbox"/> 事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。 <input type="checkbox"/> 事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	